

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認奈良地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	7 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和43年8月29日に、資格喪失日に係る記録を44年4月21日に訂正し、43年8月及び44年3月の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年8月29日から同年9月29日まで  
② 昭和44年3月21日から同年4月21日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間のA社における厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

昭和40年4月にA社に入社し、関連会社を含め継続して勤務していた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及びA社から提出された人事記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和43年8月29日にA社C工場からA社B工場に異動し、44年4月21日にA社B工場からD社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和43年9月及び44年2月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てどおりの届出を行っていないとしており、この結

果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 43 年 8 月及び 44 年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（昭和 44 年 3 月の保険料については、社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間①に係る資格喪失日（昭和36年2月1日）及び資格取得日（同年5月1日）を取り消し、また、申立期間②に係る申立人のA社における資格取得日に係る記録を37年5月1日、資格喪失日に係る記録を38年4月1日とし、申立期間①の標準報酬月額を6,000円、申立期間②の標準報酬月額を、37年5月から同年9月までは8,000円、同年10月から38年3月までは1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年2月1日から同年5月1日まで  
② 昭和37年5月1日から38年4月1日まで

学校を卒業後、A社に入社して勤務していたが、実家の近くの会社から働きに来てほしいと言われ、昭和36年12月31日に一度退職した。その後、37年5月1日付けで再び同社に勤務することとなり、38年3月末まで勤務した。一度目の退職までの間に厚生年金保険被保険者期間の空白があり、また、二度目の入社の際の厚生年金保険被保険者記録が無いのはおかしいので調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に勤務していた複数の同僚は「申立人は昭和36年の年末に退社するまで継続して勤務していた。」と証言し、また、申立期間当時に工場長であった者も同様の証言をしていることから、申立人が申立期間①において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記同僚及び工場長は、申立人の雇用形態及び業務内容について、「申立期間①の前後において継続して正社員であり、業務内容に変更は無かった。」と証言しており、当該複数の同僚については、いずれも申立期間①の被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人は申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和35年10月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所に記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年2月から同年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は申立期間②にA社に在籍していた同僚の氏名を複数記憶しており、これらの者には厚生年金保険被保険者記録があること、上記同僚及び工場長が申立人の再入社 of 時期や在籍期間について記憶していることから、申立期間②において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人及び同僚から名前の挙がった、申立人と業務内容及び勤務形態の同質性が高いすべての従業員について同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間②の期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所における同質性の高い同僚（同職種で年齢が近い従業員）の社会保険事務所の記録から、昭和37年5月から同年9月までは8,000円、同年10月から38年3月までは1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡しており不明であるが、申立期間②の被保険者の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 奈良厚生年金 事案 630

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成15年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月1日から同年5月1日まで  
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。  
当該期間について厚生年金保険の保険料を控除されていたことが確認できる給与明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書、B組合が保管する資格喪失届及び雇用保険の被保険者記録により、申立人がA社に平成15年4月30日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が保管している申立人に係る被保険者資格喪失確認通知書には、資格喪失日が平成15年4月1日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 奈良厚生年金 事案 631(事案 12 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 32 年 10 月 11 日から 34 年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格喪失日に係る記録を 34 年 10 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 1 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 2 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 10 月 15 日から 32 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 32 年 10 月 11 日から 34 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 30 年 10 月 15 日に A 社に入社し、34 年 9 月 30 日に退職したが、当該期間のうち、申立期間に係る被保険者期間を認めてほしい旨第三者委員会に申し立てたが認められなかった。

当初の判断後、申立期間について勤務していたことを証言してくれる人を思い出したので、再申立てを行う。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、A 社における当時の勤務状況を確認できる資料が無く、申立人が記憶する複数の同僚には厚生年金保険加入記録が無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 3 月 13 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回の申立てにあたり、申立期間②について、申立人が新たに思い出した同僚は、「申立人は、同じ班で同一職種であり、申立期間②においても勤務形態及び業務内容等の変更は無く、自分が入社する前から勤務しており、昭和 34 年 9 月までの間、在籍していた。」と供述していることから、申立期間②について、申立人が当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、この同僚は、当該期間において厚生年金保険の記録が継続していることが確認でき、「会社から厚生年金保険に入らないことがあるとは聞いたことがない。なお、当時の従業員数は70名程度であった。」と証言しており、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿による被保険者数とおおむね一致する。

これらを総合的に判断すると、申立期間②について、当該事業所は従業員全員を厚生年金保険に加入させていたことが推認され、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同一職種であった同僚の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は不明としているが、当該期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考えがたいことから、事業主が、昭和32年10月11日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月から34年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立内容及び同僚の厚生年金保険加入記録により、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、この同僚は既に死亡しており、申立人の当該期間についての業務内容及び勤務形態について、確認することができない。

また、当該期間において、申立人が記憶している、前任者については、当該期間において厚生年金保険の被保険者記録が無い。

さらに、申立人が記憶する複数の同僚の一部についても、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから、事業主は、当時、従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことが推認される。

そのほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間①における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和39年4月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年4月7日から同年7月28日まで

私は、昭和39年4月1日付けで、A社本社から同社Cに転勤した。そこは39年4月にDとして新設されたが、その大半がB工場E部からの転出者で本社からの転勤は私だけであったと思う。異動後の39年4月7日から同年7月28日までの期間の記録が欠落しているのは納得できないので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA社の人事記録、雇用保険の記録及び同僚の証言から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和39年4月1日に同社本社から同社C（B工場）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社B工場における資格取得日については、申立人に係る同社の人事記録、元同僚の証言及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、A社本社における資格喪失日と同日の昭和39年4月7日と認めることができる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和39年7月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 奈良国民年金 事案 802

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から44年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から44年4月まで  
私は、昭和41年\*月に20歳となり、国民年金へ任意加入が可能となったが、大学に通うため実家を離れていたため、両親が私の国民年金の加入手続及び保険料を納付してくれていた。  
申立期間について、未納とされていることは納得できないので、調査をして記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期について、国民年金手帳記号番号払出簿が現存せず、払出日を確認することはできないが、国民年金手帳記号番号が申立人と前後して払い出された任意加入の被保険者の資格取得日から、昭和47年2月10日ごろと推認でき、それより前である申立期間は未加入期間となることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、オンライン記録を基に複数の読み方で氏名検索を行ったが、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている記録は見当たらない。

さらに、申立人と同じように実家を離れて大学に通っていた申立人の兄も、大学在学中は国民年金に未加入である上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付について関与しておらず、国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は死亡、母親も当時の記憶が無く、申立人の国民年金の加入状況及び保険料納付状況等が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から同年9月まで

私は、20歳になれば国民年金に加入することが義務と認識していたので、会社を退職後は厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行ってきた。申立期間においても国民年金に加入して、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の記録を訂正してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった時、国民年金に加入する手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の最初の国民年金手帳記号番号は昭和42年5月17日、第2回目の国民年金手帳記号番号は43年11月22日にA市でそれぞれ払い出されていることが確認できる。

また、A市が保管する国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）から申立人の資格取得日は昭和42年4月8日となっていることから、申立期間は未加入期間と推認され、現年度納付を主張している申立内容とは符合しない。

されに、申立人は申立期間当時の記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から 45 年 3 月まで

私が 20 歳になった時に母が、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたはずである。その後、A 市に転居してからは、私の叔母が母に代わって、保険料を納付してくれていたと思う。未納となっていることは納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった時に申立人の母親が、国民年金の加入手続を行い、申立期間のうち B 市在住当時は申立人の母親が国民年金保険料を納付し、その後、A 市に転居してからは、申立人の叔母が納付してくれていたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 47 年 2 月 16 日に夫婦連番で払い出されており、この時点において、申立期間のうち、大部分の期間の保険料は時効により納付できない上、ほかに申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人自身は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、納付してくれていたと主張する申立人の母親及び叔母は既に死亡しているため当時の状況について証言が得られず、国民年金保険料の納付状況については不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年6月25日から同年8月21日まで  
② 平成5年11月4日から9年5月21日まで  
③ 平成9年6月26日から同年8月5日まで

平成5年から9年にかけて、船員としてA社とB社に勤務した。両社での在籍期間が厚生年金保険被保険者として記録されていないが、勤務を示す船員手帳を所持しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

船員手帳の記載により、申立人が、申立期間①についてはA社に、申立期間②及び③についてはB社に、船員として勤務していたことは確認できる。

しかし、申立期間①について、A社の代表取締役は、「申立人はC市のD社から当社に派遣されていた。」と証言しており、また、同社から提出された「船員派遣明細書」の写しから申立人がD社の従業員としてA社に派遣されていたことが確認できる。

また、申立期間②及び③について、B社の事務担当者は、「申立期間のころに正社員として勤務していれば、当社に人事記録と船員保険の記録を残しているところ、申立人の記録は無い。当時、D社から派遣船員を受け入れており、当社保管の運航関係の書類に名前が記載されていることから、申立人は派遣船員だったと思われる。」と回答している。

さらに、D社の船員保険被保険者名簿には、申立人が平成2年5月26日に資格取得し、5年6月1日に資格喪失した後、再度、資格取得した記録は無く、申立期間前後に欠番も見当たらない上、申立期間①及び②に、D社において被保険者資格を有する同僚は、「申立人の名前は覚えているが、申立期

間にD社に在籍していたかどうかは分からない。」としている。

加えて、同社は平成13年に廃業しており、当時の代表取締役と連絡が取れず、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、申立期間について、居住するE市において国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 1 月 30 日から同年 3 月 1 日まで  
② 昭和 56 年 3 月 16 日から同年 10 月 6 日まで  
③ 昭和 61 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

私は、それぞれの事業所に在職中、ノートに給料の手取り金額及び控除額などを記録していた。退職後、それをワープロで文書にまとめたメモを保管している。元になったノートは処分したが、手取り金額を記載したメモによると、申立期間①について、私はA社を昭和 47 年 2 月 29 日に退職したはずであるにもかかわらず、厚生年金保険の資格喪失日は同年 1 月 30 日となっている。

申立期間②について、B社における給与の手取り額が、厚生年金保険の標準報酬月額と大きく異なっており、標準報酬月額が実際に控除されていた額よりも引き下げられていると思う。

申立期間③について、私は昭和 61 年 7 月 31 日にC社を退職したはずであるが、厚生年金保険の資格喪失日は同年 7 月 31 日となっている。

納得できないので、調査をして厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、自身が所持するメモにより、昭和 47 年 2 月 29 日にA社を退職したとしているが、申立人の雇用保険の被保険者記録における離職日は同年 1 月 30 日であり、申立人が同年 2 月 29 日まで勤務していたことを確認することができない。

また、当該事業所は既に廃業しており、申立てに係る事実を確認できる関

連資料は無く、申立人の申立期間①における勤務状況及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は昭和 47 年 2 月 1 日に国民年金の資格を取得しており、同年 2 月の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、自身が所持するメモを元に、B社における標準報酬月額が低すぎると主張しているが、当時の事業主に照会を行っても事業所は既に廃業しており、当時の資料は残っていないとしていることから、申立人に係る申立期間②の給与支給額及び厚生年金保険料の控除額等を確認することができない。

また、申立期間②当時の同僚に照会したが、年金事務所の標準報酬月額の記録が実際の給与よりも低く届けられている状況は確認できず、オンライン記録により、申立人と同年齢の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額の記録のみが低額となっているとはいえない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③について、C社が保管する申立人に係る厚生年金基金加入員資格喪失確認通知書によると、申立人は昭和 61 年 7 月 30 日に同社を退職し、同年 7 月 31 日に厚生年金基金の資格を喪失していることが確認できる。

また、雇用保険の被保険者記録においても、離職日は昭和 61 年 7 月 30 日となっており、これらの記録は厚生年金保険（資格喪失日は、退職日の翌日の同年 7 月 31 日となる。）の記録と符合している。

さらに、申立人は申立期間③において、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

## 奈良厚生年金 事案 635

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から 45 年 3 月 31 日まで  
高校を卒業後、翌年大学に合格するまでの1年間、A社の事業場で勤務した。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が上司の名前を記憶していること、及び勤務地や勤務期間に関する申立内容が明確であることから判断すると、申立人が申立期間において申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

そこで、オンライン記録により事業所名称検索を行ったところ、A社B事業場という事業所名の適用事業所は無いものの、類似事業所名のA社B支店は適用事業所であったことは確認できる。

しかし、A社人事課の担当者によると、「B事業場は、B支店の名称で厚生年金保険の適用を受けていたと思う。申立人が記憶している当時の上司と思われる社員は人事台帳で確認できるが、申立人については、人事台帳に名前が見当たらない。」と述べている。

また、申立期間において、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には整理番号の欠番は無く、申立人の被保険者原票は確認できない上、申立人が記憶している、業務内容の同質性が高いと思われる同期入社と同僚の被保険者原票も確認できなかった。

さらに、申立期間において、申立人に係る雇用保険の被保険者記録も確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月 1 日から同年 9 月 30 日まで

会社倒産後も残って仕事をしてくれないかと言われたので続けて働くことにした。残務整理は1か月から1か月半程度していたが、倒産後も以前と変わらず給与は支給され、倒産直後の給与明細書では、厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているにもかかわらず、昭和 54 年 5 月から同年 9 月までの5か月間の厚生年金保険の加入記録が無い。厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和 54 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、事業主を同じくするB社において同年 10 月 1 日に資格を取得していることが確認できるところ、同僚の証言から判断して、申立人が両社に継続して勤務していたことは推認できるが、当該同僚の厚生年金保険の被保険者記録も申立人と同様の記録となっている。

また、申立人がA社における被保険者資格を喪失した昭和 54 年 5 月 1 日に、事業主を含むすべての被保険者が資格喪失し、同社は同日に適用事業所ではなくなっており、B社が適用事業所となったのは同年 10 月 1 日となっていることから、申立期間中は両社とも厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、A社に係る申立人の雇用保険の離職日は厚生年金保険の資格喪失日より1か月前の昭和 54 年 3 月 31 日となっている。

一方、申立人は、昭和 54 年 4 月ごろにA社が倒産し、その直後の給与明細書の記憶では厚生年金保険料が控除されていたと主張しており、同僚の証言からも、当時の同社の経営状態は悪かったことはいかたがう。しかし、同

社を管轄する法務局における商業登記において同社が解散した記録は確認できないことから、申立人が記憶する給与明細書の発行時期を特定することはできず、控除されていたと主張する厚生年金保険料が申立期間に係るものと推認するまでには至らない。

このほか、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月1日から平成9年3月15日まで

私は、申立期間について、A社に勤めていたが、全体的に給与の額と比べて標準報酬月額が低い。はっきり覚えているのは、平成3年ごろの給与は47万円ぐらいで、3万4,000円ぐらいの厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内である。このことから、標準報酬月額については、これらのうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が所持する平成6年から9年までの賃金台帳により、申立人は6年4月から9年3月の期間において、オンライン記録の標準報酬月額に見合う報酬月額を超える月収入（総支給額）を得ていたことは確認できる。

しかし、当該賃金台帳の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険庁（当時）の申立人に係る標準報酬月額の記録と一致している。

また、平成6年4月から9年3月以外の期間についても、申立期間当時、申立人と同じ職種であったとされる複数の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

さらに、申立期間当時の同僚は、「保険料をおさえるため、実際収入より

低い報酬月額を届け出ていると聞いたことがある。」、「低い報酬月額を届け出ているのは他の従業員も知っていた。」旨を証言している上、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原簿を見ても、標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められず、オンライン記録の標準報酬月額は一致しており、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額の記録管理に不自然さは見られない。

加えて、申立期間のうち、賃金台帳で確認できない昭和 53 年 10 月から平成 6 年 3 月までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを示す関連資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 奈良厚生年金 事案 638

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月 31 日から 46 年 3 月 1 日まで

私は、調理師学校を卒業して 20 歳前後で A 社（現在は、B 社）に入社した。その後、私が勤務していた C 店が昭和 46 年 2 月に火災で全焼し、退職することとなったが、私の年金記録には、A 社での厚生年金保険の加入期間がまったく無い。火災という事情で退職したため、当時の先輩、同僚とも連絡を取ることができなくなり、証明してくれる人はいないが、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人の A 社における被保険者資格の取得日は昭和 41 年 3 月 21 日、離職日は 43 年 3 月 31 日となっていることが確認できるところ、B 社の総務課長の証言及び D 市消防局 E 消防署の記録から、A 社 C 店の火災は、43 年 \* 月 \* 日であったことが確認でき、申立人が調理師学校を卒業した時期と雇用保険の資格取得日が、当該火災の時期と資格喪失日が符合することから、申立人が同社に勤務していた期間は、雇用保険の加入記録とほぼ同期間と認められる。

しかし、B 社は、オンライン記録によると、平成 4 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間に適用事業所としての記録は確認できない。

また、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 奈良厚生年金 事案 639 (事案 296 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 1 日から平成 13 年 3 月 1 日まで  
申立期間における標準報酬月額の記録は、給料明細書の本給のみに基づいて社会保険事務所(当時)に納めた保険料によるものとなっているが、本給と手当等を含めた支給総額で決定されるものである。  
新たに当時のことについて証人となってくれる者が見つかったので再調査をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人から提出のあった給与明細書で確認できる保険料控除額を基に算定した標準報酬月額及び事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書の標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っていないこと、ii) 事業主は、「申立期間当時は、給与のうち本給のみを報酬月額として届出を行っていた。」と供述していること等から、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 7 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回、「申立期間当時の状況について証人となってくれる者が二人見つかった。」と申し立てているが、当該二人から申立期間当時の状況を聴取しても、その主張する標準報酬月額に基づいた厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することはできず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。